

さか き まち

信州・坂城町 新規就農ガイド

～果樹と花が織り成すものづくりのまち～



目指せ！ 新・農業人

坂城町マスコットキャラクター『ねずこん』



地域の新規就農サポート宣言



R5年度版

『輝く未来を奏でるまち』



坂城町ってどんなところ？

【位置・気候・交通網など】

坂城町は長野県の東信と北信の結節点に位置し、周囲を標高 1,000m級の山々に囲まれた東西 10.9 km、南北 9.5 km、総面積 53.64 km²の比較的コンパクトな町です。

中央を南北に千曲川が流れ、古くから北国街道の宿場町、交通の要衝として栄えてきました。

気候は内陸盆地性特有の年間降水量が少なく、晴



天日が多いのが特徴です。過去 10 年間の年間平均雨量は 820 mm 余りと少なく、年間平均気温は、12.5℃程度で、特に昼夜の寒暖差が大きいことから、果樹栽培に適した気候となっています。

隣接市には北陸新幹線の上田駅があり、東京まで 90 分ほどのアクセスとなっているほか、上信越自動車道 坂城 I C のほか、千曲川左岸の国道 18 号バイパス坂城町区間の事業化など、交通網の整備による物流や地域経済の更なる発展が見込まれています。



特色あるものづくり



ぶどう（巨峰）

【産 業】

産業は、商業・サービス業が47.8%、工業44.1%、農業が7.5%と続いており、特に工業は機械・金属加工を中心とした基幹産業として「ものづくりのまち」を形成しています。

現在、230社ほどの事業所が操業しており、多種多様で高い精度の技術集積により、特色ある産業構造となっています。



農業分野では、標高差や寒暖差を利用したぶどう、りんごを始めとする果樹栽培が主体を成し、気候風土を活かした品質と品種の多様化が図られているほか、近年ではワインぶどうの産地化も目指しています。

また、町内随所に観光拠点施設が整備され、更なる観光資源の整備や交流人口の増加が期待されています。

■産業別就業者人口

【国勢調査 H27.10.1現在】

産 業 別	就業者数 (人)	構成比 (%)
第1次産業	566	7.5
第2次産業	3,312	44.1
第3次産業	3,591	47.8
不 詳	47	0.6
計	7,516	100

■農 業【農林業センサス H27.2.1現在】

農家総数 884件
 販売農家 289件
 （専業農家:124件、兼業農家:165件）
 自給的農家 595件

■工 業【工業統計調査 H26.12.31現在】

事業所数 232件
 （法人:156件、個人:76件）
 従業者数 5,586人
 製造品出荷額等 1,844億75万円（H26年中）

■商 業【商業統計調査 H26.7.1現在】

商店数 95件
 （卸売業:22件、小売業:73件）
 従業者数 556人
 年間商品販売額 126億1,000万円（H25年中）



びんぐし湯さん館



千曲川バラ公園



千曲川の鮎釣り



鉄の展示館

坂城町の主な農産物



ぶどう

主な品種
巨峰、カガパール
シャインマスカット

古くから巨峰の産地として、栽培されてきた地域であり、代表的な房型となっている『にぎり房』発祥の地として知られています。

最近では、巨峰のほか、ナガノパープルやシャインマスカットなどの多様化の進展とともに、ぶどう供給産地となっています。

りんご

主な品種
ふじ、つがる、秋映、
シナスイト・シナゴールド



長野県はりんごの生産量が全国第2位と生産が盛んです。なかでも、降水量が少なく、日照時間が長いことや昼と夜の寒暖差が大きいことから、高品質のりんごの適作地となっています。品種はふじをはじめ、秋映、シナノスイート、シナノゴールドなど新品种が続々導入されています。

バラ

主な品種
ゴールデンレッド
さかきの輝き



降水量が少なく、日照時間が長いことから古くからバラの産地として発展してきました。

今日では、トルコギキョウやカーネーションなどの品目も加わり、昼夜の気温差によって、花の色がより鮮明な花き地域として、産地を形成しています。

ねずみ大根

主な品種
在来種「中之条大根」
F1品種「からねずみ」



古くから地域伝統食『おしぼりうどん』等の素材として親しまれてきた伝統野菜（辛味大根）です。

地元では『中之条大根』とも呼ばれ、地域を代表する晩秋の味覚として、定着しています。

ねずみに似たその形からいつしか『ねずみ大根』と呼ばれるようになりました。

ワインぶどう

主な品種
カベルネ・ソーヴィニヨン、メルロー
ソーヴィニヨン・ブランほか



新たな振興果樹としての位置付けや他産業への波及を目指し、ワイン用ぶどうについても産地化を推進しています。

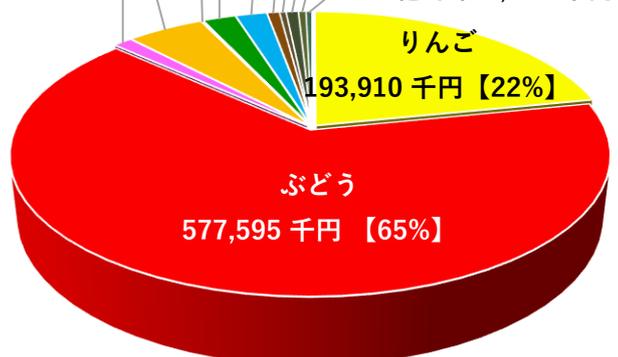
また、近隣の8市町村とともに、「千曲川ワインバレー（東地区）特区」の認定を受け、広域での取組みのほか、今年9月に創業を開始するワイナリーの支援もしています。



このほかにも、新幹線の作業用トンネルで栽培されている「ホワイトアスパラガス」や原木きのこなど、特徴的な品目もあります。

町内における農協販売収入金額 (平成26年 合計 889,365 千円)

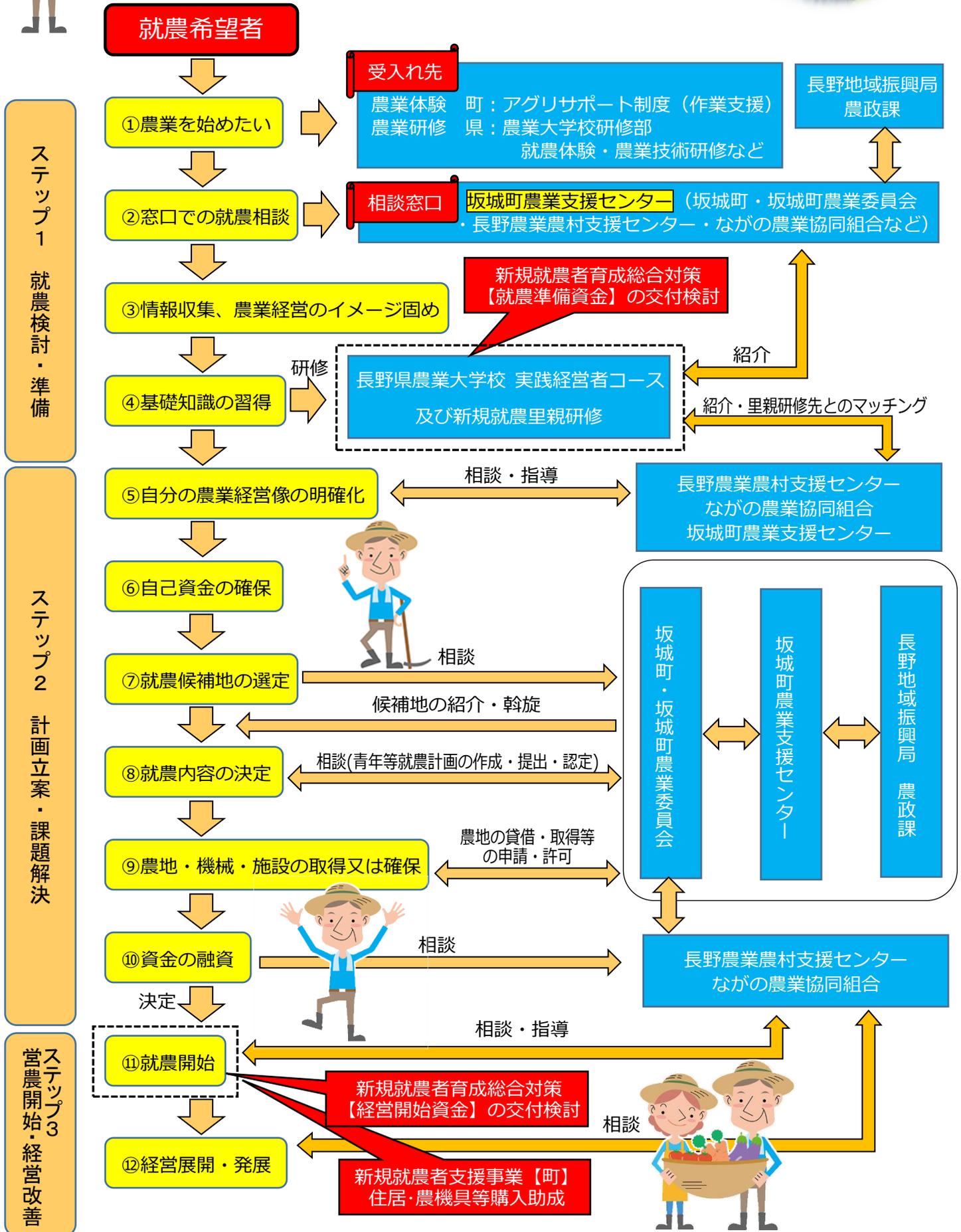
カーネーション 18,760 千円
その他穀類 1,086 千円
水稲 44,062 千円
その他果樹 10,833 千円
バラ 17,820 千円
トルコギキョウ 7,020 千円
その他花卉 3,680 千円
ねずみ大根 6,913 千円
アスパラガス 4,283 千円
その他野菜 3,403 千円



スムーズな就農を始めるために！



農業を始めるためには、農地、技術、資金などが必要となります。そのため、ステップを踏んで準備をすることが重要ですので、まずご自身でセルフチェックしてみましょう！



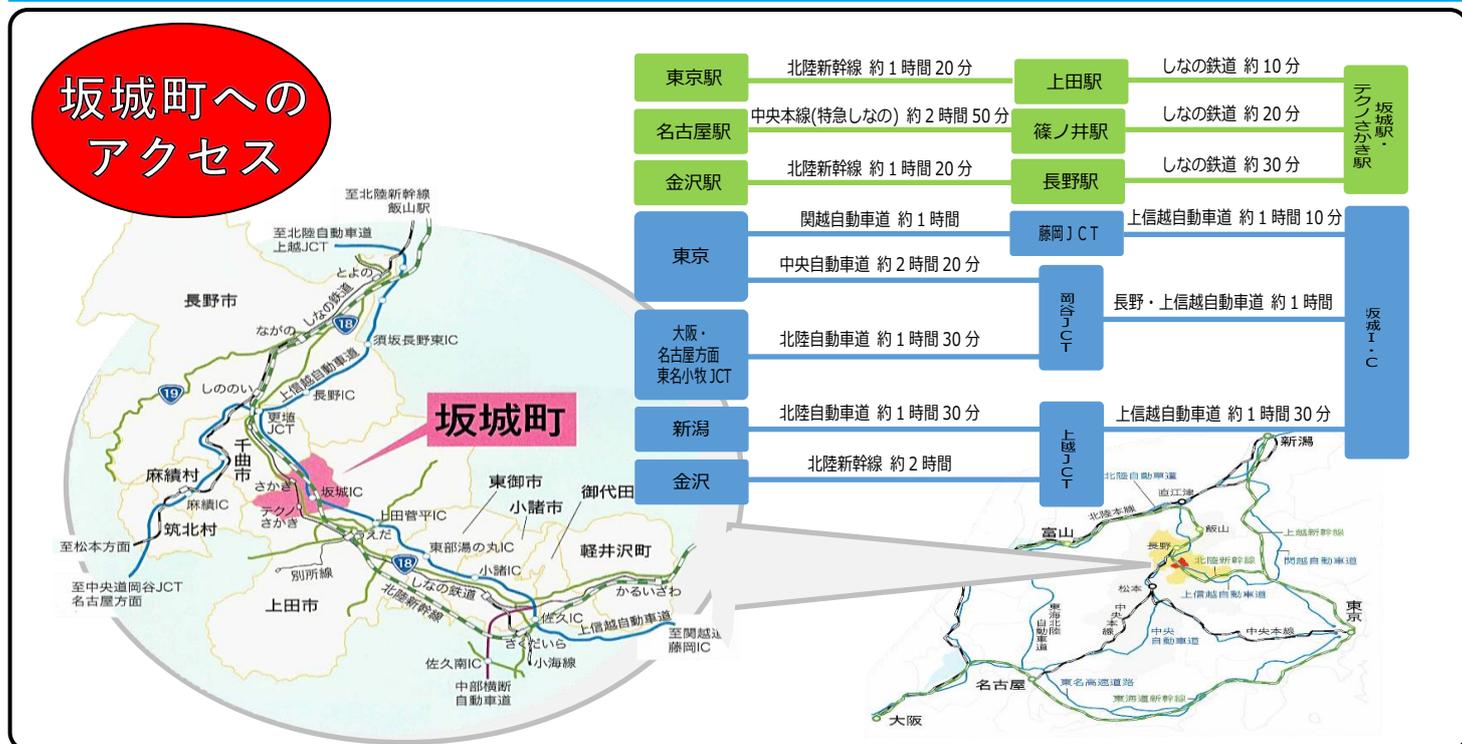


新規就農を支援する制度



カテゴリ	事業名	窓口	支援措置
基盤支援	新規就農者育成総合対策	町	【経営発展事業】 青年等就農計画が認められた（認定新規就農者・49歳以下）独立自営（継承）農業者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援。補助対象経費 上限 1,000万円（経営開始資金対象者は上限 500万円）本人融資負担有り
		県	【就農準備資金】 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する認定研修機関において概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受ける（49歳以下）者に対して資金を交付（最長2年間 年額最大150万円/月12.5万円）世帯所得制限（600万円以下）など有り
		町	【経営開始資金】 青年等就農計画が認められた（認定新規就農者）独立自営（継承）の農業者（49歳以下）に対して資金を交付（最長3年間年額150万円/月12.5万円）世帯所得制限（600万円以下）など有り
	経営継承・発展等支援事業	町	地域の中心経営体等（実質化された人・農地プランに位置けられていること。）の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、計画に向けた取組を行う場合に必要となる経費を100万円以内で支援（国・市町村が1/2ずつを負担）
研修支援	新規就農里親制度	県	新たに農業を始めたい方が専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、里親の指導のもと、就農までの農業研修や課題をサポートする事業
制度資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	日本政策金融公庫	農業経営の改善計画に必要な資金の融資制度で、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者は利子5年間免除の優遇有り ・融資限度額 個人3億円・法人10億円 ・償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内）
制度資金	青年等就農資金	日本政策金融公庫	認定新規就農者に限り、無利子かつ実質的に無担保・無保証で資金を受けられる融資制度 ・融資限度額 3,700万円（特認1億円） ・償還期間 12年以内（うち据置期間は5年以内）
制度資金	経営体育成強化資金	日本政策金融公庫	農業経営の改善を図るために必要な資金を融通 ・償還期間 25年以内（うち据置期間3年以内） ・融資限度額 1~3の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内 1.前向き投資 負担額の80% 2.再建整備 個人1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）法人4,000万円 3.償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
住居支援	空き家バンク制度	町	町内の空き家を賃貸、売買などの情報をホームページで公開し、移住・定住者など希望者に対し、情報提供
作業支援	アグリサポート事業	町	主に農繁期における果樹農家の作業支援が必要な場合に班体制で人員を派遣する制度（R4 930円/時間・人）
農地再生利用支援	荒廃農地等再生利用補助事業	町	荒廃農地や低利用農地を活用して、経営面積を拡大したい農家に対し、掛かる経費を補助 ・再生作業 経費の1/2（上限10万円/10アール） ・土壌改良 経費の1/2（上限5万円/10アール）

カテゴリ	事業名	窓口	支援措置
農地集積支援	農地活性化奨励金	町	3年以上農地を利用権設定等により借り受けた場合、借り受け後の利用権設定面積が1ha以上となる認定農業者または認定新規就農者等に対して、期間に応じて補助金を交付 ・3年以上 5年未満・・・10アール当たり1万円（1回限度） ・5年以上10年未満・・・10アール当たり2万円（1回限度） ・10年以上・・・10アール当たり3万円（1回限度）
農機具・資材支援	農機具等貸出し制度	町	営農基盤の脆弱な新規就農者の下支えのため、汎用性の高いトラクターや乗用草刈機などを貸し出しする制度。使用した燃料及び時間当りの使用料は自己負担。トラクター1,000円、乗用草刈機500円（実施主体：農業支援センター）
農機具・資材支援	農業用ビニールハウス資材購入補助	町	新規の農業用ビニールハウスを設置する場合、資材の1/3（上限20万円）を補助
住居・資材・農機具支援	新規就農者支援事業	町	営農を開始して5年以内の就農者（認定農業者・認定就農者）に対し、賃貸住宅の賃借料及び農機具等購入助成を実施。 ・住宅助成：賃貸住宅の賃借料の1/2 月額上限2万円（空き屋バンク制度の登録物件の場合は月額上限3万円）を助成。 ・農機具等購入助成：営農上必要な農機具、資材等の購入費用の1/3、上限20万円を助成。（1回限り）
苗木・資材支援	ワイン産地化補助事業	町	ワインぶどう産地化のため、町内ワイン製造事業に原材料を供給できる認定農業者又は認定新規就農者や人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者を対象として、ワイン用ぶどう苗木購入費用の1/2助成やワインぶどう棚等の資材費及び土壌改良資材の1/3を助成（単年度の助成上限額20万円）
商品開発・ブランド化支援	農産物等地域ブランド化事業	町	地域特産品を活用した加工品の新商品開発や改良、販売促進活動支援など、商品の付加価値化や商品訴求力向上、販路拡大など、地域ブランド育成を図るための助成 ・商品開発・改良・・・1/2補助 上限額20万円 ・商品開発の軽微設備導入・・・1/2補助 上限額20万円 ・販売促進・販路開拓事業・・・1/2補助 上限額5万円



◆お問い合わせ先

〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地 坂城町役場 商工農林課 農業振興係
 TEL: 0268-82-3111(代表) 内線152 / 0268-75-6207(直通)
 FAX: 0268-82-3138
 ホームページ: <http://www.town.sakaki.nagano.jp/>
 E-mail: nouyou@town.sakaki.lg.jp